

次期高齢者保健福祉推進計画の策定について

1 高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)について

(1)本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定する計画である。

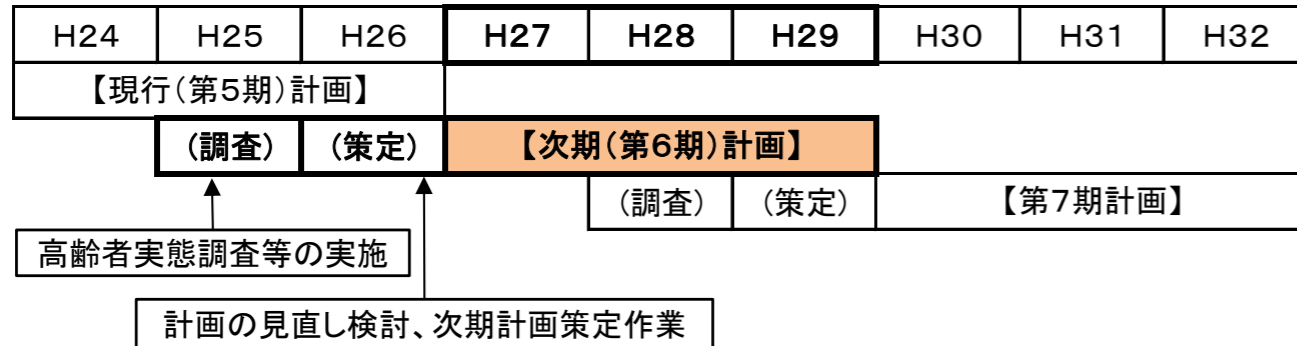
老人福祉計画

老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画で、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指す計画。

介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づく計画で、介護保険給付サービスの見込み量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画。

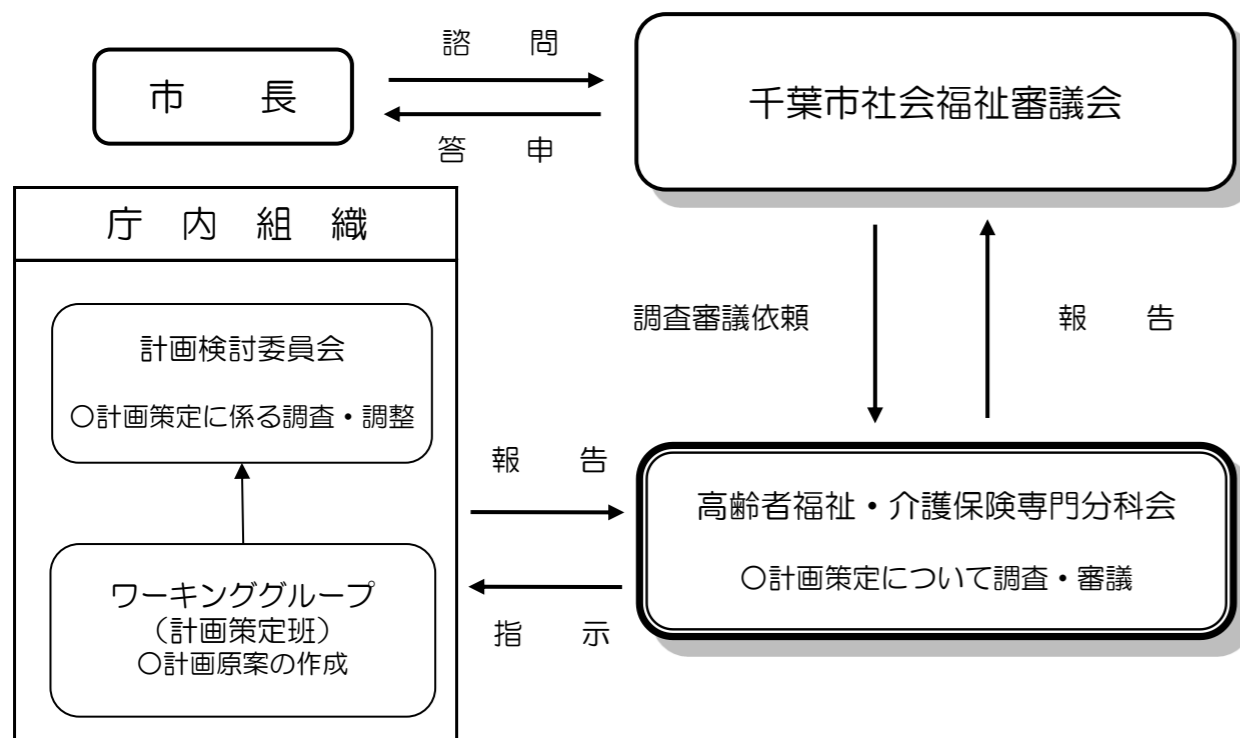
(2) 計画年次の概念図



(3) 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間。

2 高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)の策定体制図



第6期高齢者保健福祉推進計画の策定スケジュール

開催予定時期	審議内容(予定)
7月中旬	○第1回高齢者福祉・介護保険専門分科会 ・サービス提供体制の見直しについての検討 ・基本方針の審議
8月下旬	○第2回高齢者福祉・介護保険専門分科会 ・サービス提供体制の見直しについての検討 ・計画書の骨子 等
10月中旬	○第3回高齢者福祉・介護保険専門分科会 ・サービス提供体制の見直しについての検討 ・介護保険のサービス量、給付費等の見込み ・保険料の検討 ・費用負担の考え方 ・計画書の骨子 等
11月下旬	○第4回高齢者福祉・介護保険専門分科会 ・計画書の素案 等
12月中旬	○パブリックコメント及び市民説明会の実施
3月下旬	○第5回高齢者福祉・介護保険専門分科会 ・計画最終案提示・承認

※ 状況によって、内容やスケジュールに変更が生じる場合があります。